

産業イノベーション人材育成に資する
高等学校等教育改革促進事業伴走支援業務委託
企画提案募集要項

1 目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、高校教育改革を先導する拠点(以下、「改革先導拠点」という。)の創出に取り組むこととしている。

本県における人口動態や産業構造等の将来予測を踏まえた、高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組に必要な情報の収集・調査・分析を行い、資料のとりまとめを行うほか、県及び改革先導拠点における改革を推進するための伴走支援業務委託について、企画提案方式により受託事業者を募集する。

2 募集の内容

- (1) 業務名 産業イノベーション人材育成に資する高等学校等教育改革促進事業伴走支援業務
- (2) 業務内容 別紙「産業イノベーション人材育成に資する高等学校等教育改革促進事業伴走支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和9年3月31日まで

3 提案上限額

19,881,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。また、応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

4 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (5) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、群馬県財務規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体であ

る場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

(8) 過去、都道府県教育委員会における高校魅力化等に関する取組に係る支援業務を実施した実績を有すること。

5 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、仕様書に基づき、以下により作成すること。

・サイズ：A4

・頁数：15頁以内(表紙含む)

※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・文字：本文11ポイント以上(図や表など挿入資料の文字は除く)

言語は日本語、通貨は円とすること。

6 企画提案の手続等

(1) スケジュール

企画提案募集 令和8年7月9日(木)～7月24日(金)

質問受付 令和8年7月9日(木)～7月15日(水)午後1時必着

質問への回答 令和8年7月21日(火)

応募期限 令和8年7月24日(金)午後4時必着

審査会の実施 令和8年7月28日(火)

結果通知 令和8年7月31日(金)発送予定

※ 上記日程は予定であり、やむを得ない事情により変更する場合がある。その場合は、速やかに応募者に通知する。

(2) 募集要項等の配布方法

群馬県ホームページよりダウンロードすること。

(3) 募集要項等に係る質問事項について

本業務に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期限：令和8年7月15日(水)午後1時(必着)

② 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)に記入の上、電子メールにファイルを添付して「10 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出すること。メール送信の際には、件名に「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業伴走支援業務に関する質問」と記述のこと。

③ 回答：質問に関する回答は、令和8年7月21日(火)までに質問事項と回答事項を合わせて、電子メールで回答する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限：令和8年7月24日(金)午後4時(必着)

② 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式2）
 - イ 企画提案書本体（「5 企画提案書の作成」に基づき作成）
 - ウ 本委託業務に類似する業務実績等（様式3）
 - エ 見積書（任意様式）
 - オ 法人概要書（様式4）
 - カ 誓約書（様式5）
 - キ その他、企画提案内容の説明に必要な資料
- ③ 提出方法：「10 問合せ先及び各種書類の提出先」まで、電子データ（ワード又はPDF形式）で、電子メール等により提出すること。
締切日当日の午後4時までに到着したものを有効とする。
※県のメールシステムの仕様でデータ受信が7Mまでとなっているため、それを超えるデータを提出する場合は担当に連絡の上、圧縮や分割するなどして対応すること。

（5）企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑦ 業務の再委託

提案にあたり再委託先がある場合は、事業計画書の業務実施体制において、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

（6）見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、仕様書に記載の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業件走委託業務に要する費用の見込額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した額を見積書に記載すること。

- ② 宛て名は「群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美」とし、見積書の内訳は各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。（消費税及び地方消費税の対象経費と対象外経費がわかるように記載すること。）
- ③ 担当者及び責任者それぞれの名前と連絡先を見積書内に必ず記載すること。確認のため、見積書記載の責任者へ電話連絡する場合がある。その際に見積書提出期限当日の 17 時まで確認が取れない場合は、当課より別途指示する。

7 評価に係る事項

(1) 評価の観点

- ① 企画内容（目的達成が期待できる企画内容であるか）
- ② 実施体制（業務執行体制、要員配置の妥当性等）
- ③ 事業実績（類似業務の受注実績）
- ④ 事業費（業務内容に対して妥当な経費内訳となっているか）
- ⑤ その他（独自提案等上記以外で評価すべき点があるか）

(2) 審査会の実施

- ① 開催日時：令和 8 年 7 月 2 8 日（火）
- ② 開催方法：オンラインにより実施
プレゼンテーション 20 分間以内、質疑応答 10 分間程度
- ③ 注意事項
 - ・各提案者の開始時間等の詳細は後日通知する。
 - ・審査会当日は、事前に提出した資料に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、新たに説明資料を追加することはできない。
 - ・提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

(3) 評価及び選定

- ① 提出された企画提案書等並びに、審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングの内容により、県が設置する審査委員会において、7（1）の「評価の観点」を踏まえ総合的に評価する。
- ② 応募者が 1 者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうかを判断する。
- ③ 審査及びその内容は非公開とする。
- ④ 審査結果については、審査終了後に各提案者に対して個別に通知する。

8 契約の締結

- (1) 選定された最優秀提案者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 候補者との契約交渉が不調の時は、次点者から順に同様の契約手続きを行う。

9 その他

最優秀提案者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に県から「令和8年度における物品の購入等の競争入札参加資格」の停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。

10 問合せ先及び各種書類の提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局 高校教育課 高校未来づくり室（群馬県庁内）

高校未来づくり係（担当：遠山）

電話 027-226-4644

メール tohyama-sou@pref.gunma.lg.jp